

熊本県・熊本市調整会議設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の21の2第1項の規定に基づく指定都市都道府県調整会議（以下、「調整会議」という。）の運営に必要な事項を定める。

(名称)

第2条 調整会議の名称は、「熊本県・熊本市調整会議」とする。

(構成員)

第3条 法第252条の21の2第3項の規定により、調整会議に構成員として加える者については、次に掲げる者とする。

- (1) 同項第2号の規定により加える者は、熊本市副市長とする。
- (2) 同項第3号の規定により加える者は、熊本市議会が熊本市議会議員のうちから選挙により選出した者で1名とする。
- (3) 同項第5号の規定により加える者は、熊本県副知事とする。
- (4) 同項第6号の規定により加える者は、熊本県議会が熊本県議会議員のうちから選挙により選出した者で1名とする。

(協議事項)

第4条 調整会議では、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 県及び市が連携して取り組む施策に関する基本的な方針や重要事項で、連絡調整等が必要な事項
- (2) その他熊本県知事又は熊本市長が必要と認める事項

(会議の開催)

第5条 調整会議は、必要に応じて熊本県知事又は熊本市長が召集する。

2 調整会議は、熊本県知事及び熊本市長が出席しなければ開催することはできない。

3 熊本県知事及び熊本市長は、協議事項に応じて、必要と認めるときは、専門知識を有する者などを調整会議に出席させることができる。

(会議の公開)

第6条 調整会議は、原則公開とする。ただし、第三者の権利や利益、公共の利益を害するおそれがあるなど、公開に支障があると熊本県知事及び熊本市長が判断した場合には、会議を非公開とすることができる。

(会議の進行及び庶務)

第7条 調整会議の議事進行及び庶務は、熊本県及び熊本市で交互に処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、熊本県知事及び熊本市長が協議して定める。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。